



オスプレイ佐賀空港配備問題についての勉強会を行いました。(11月30日鍋島センターにて)

将来の佐賀の平和を考える上で気になるオスプレイ佐賀空港配備問題について地元佐賀県民として必要な情報を収集し、どんなメリット、デメリット、リスク等が考えられるかを話し合う勉強会を開きました。当日は、佐賀新聞社労働組合の立場で谷口記者に 来ていただき、佐賀新聞の取材記事から様々な視点で解説いただきました。平和のはなネットワークのメンバーを中心に17名が参加しました。



(主な疑問点について)

Q1.オスプレイの事故やその原因、安全性について、米軍や国は十分に情報開示しているのか。

A1. 沖縄の5月の女性殺害事件を起こした軍属の実態について米軍は正確なことを日本政府には伝えなてなかった。沖縄ヘリ墜落事件でも現場に日本が立ち入れず、日本の司法が及ばない実態がある。住民説明会ではオスプレイの事故率は1.93件で他の海兵隊飛行機の平均2.45件を下回っているというが、最新のデータでは2.64件と海兵隊全平均を上回る。またこれらは海兵隊仕様のMV22だけが対象でアフガンやフロリダで事故を起こした空軍仕様のCV22は含まれておらず、空軍仕様の事故率は7.21件。オスプレイは構造上オートローテーション機能がなく、故障または狙撃されてエンジン停止したら墜落し、パラシュートでも避難できない。乗員は致命的。制空権を持つ状況でしか使えず、防衛省の言う離島奪還作戦では役に立たないという指摘もある。

Q2. そもそも何のためにどれくらい来るのか?佐賀空港にオスプレイ+ヘリコプターの基地を置いた場合は、その基地は軍事的にどんな位置づけ、役割、機能を課すのか。日米ガイドラインの改定に基づく動きとの関係はないか。

A2. 防衛省は2019年から佐賀空港にオスプレイ17機と目達原のヘリ50機を配備を考えている。別の基地から飛来する機も含め1日平均約60回の離着陸を想定。夜間午後10時までの訓練も5日に1回の頻度。島しょ防衛のための水陸機動団を佐世保に配備しそれを輸送するために佐賀空港が最適とされる。1500メートル以上の滑走路があり、佐世保に近く、周辺に市街地が無く、部隊を配置できる用地があることが条件。

安倍首相が国会答弁で将来佐賀空港で米軍訓練を考えているといった発言があり、防衛省は否定したが、日米防衛協力ガイドラインでは自衛隊との運用を区別できない。オスプレイが来れば自衛隊だけ受け入れたとしても、米軍のオスプレイが絶対来ないとは言いきれないのではないかと。2年前にできた特定秘密保護法によって、国民には知らされないで進められるのではないかと。

Q3.佐賀空港を作った際の「自衛隊との共用はしない」との公害防止協定が結ばれた経過、かかわった関係組織、個人、その意味や重みは?

A3. 佐賀空港建設の時佐賀県と地権者の地元漁協とが交わした覚書に「自衛隊との共用はしない」と明記されたのは、将来空港が赤字になっても自衛隊には身売りしないという意味だ。しかしその1文の後に「このことは空港の運営変更になり事前協議の対象となる」とあり、この解釈で県は共用に関して事前協議を否定しないとし、協定の立会人となる佐賀市は「空港建設当時の考えを尊重すべき」としている。

Q4.佐賀の経済にプラスになるのか。沖縄の負担軽減になるのか。

A4. 目達原基地からのヘリ50機の移駐によって約800人の自衛隊員の市民税8千万円の増加のほか、基地交付金、特定防衛施設周辺整備調整交付金などの収入が見込まれる。関連施設の建設などの地元への発注もあり、佐賀商工会議所や県商工会連合会など経済4団体は計画受け入れを知事や佐賀市長に要望している。ただ、経済を基地=税金に依存するのは中長期に見て経済発展には限定的という指摘もある。

米軍を受け入れれば沖縄の負担軽減になるのかは疑問。自衛隊オスプレイを受け入れれば米軍がやってくる可能性は否定できない。民間機への支障はないと言われるが、他の空港では実際起きている。今沖縄で起きている現実を県議はもっと視察に行くべきだ。

ある推進派の人が「なぜオスプレイを目の敵に?」といていたが他のヘリコプターが来ても同じこと。問題を矮小化して本質から目をそらそうとする向きがある。

安保法が出来てしまった今、本質は自衛隊と米軍との共用のリスクを考える必要がある。つまり佐賀空港が軍事基地化するということ。

谷口記者からは新聞記者として70年前の反省に立ち、「戦争のためのペン握らない」ことを銘じて、これからも市民の皆さんに伝えていきたいとコメントされた。

平和のはな学習会「みんなで考える改憲問題 …本当に変えてもいいの？今の憲法」を開催!!

国会で改憲派が3分の2以上を確保し憲法調査会の議論が始まったところですが、果たして改憲の必要があるのか？改憲草案を出している自民党案はどんなものなのか？普段きちんと読むことのない今の日本国憲法を正しく理解しておきたいと考えて学習会を企画しました。

12月7日半田望弁護士に「いま、憲法を考える～日本国憲法と自民党改憲草案の対比から～」と題して講演をいただきました。当日は平和のはなネットワーク世話人会のメンバーを中心に14名が参加しました。

条文を読み解くだけの学習会でなく、私たちの権利や暮らしの問題から憲法の意味合いを考え、改憲の発議・国民投票になった場合の、判断のポイントをいくつか学ぶことができました。



「民主的に選挙で選ばれたからといって、憲法に反して政治をしてもいいというわけではない」これが立憲主義の考えです。



☆今の憲法の「立憲主義」と3つの原則

ほぼ国民の9割は立憲主義を知らず、憲法と普通の法律の違いを正しく理解していません。実は、法律は国が国民に守らせるものだが、逆に憲法は国民が国（政府・権力者）に守らせるものということ。これが立憲主義という今の憲法の大原則です。民主主義=多数決は万能でなく国民に選ばれた権力者であっても国民の意に反して暴走する場合があります。それを止めるブレーキとして働くのが立憲主義をうたった憲法です。

日本国憲法の3つの原則「国民主権」「基本的人権の尊重」「平和主義」は先の明治憲法の反省から生まれました。天皇ではなく国民が主権者となり、その国民の基本的人権を定め、それを保障するため国家権力を制限し、最大の人権侵害となる戦争を否定する。これが今の憲法の基本的考え方です。

☆自民党改憲草案に見られる特徴 その1

「公共の福祉」が『公益および公の秩序』に「基本的人権の尊重」は規定されているものの、それを制限する「公共の福祉」が「公益および公の秩序」に変えられます。「公共の福祉」とは、「権利の主張は他人の迷惑にならないようお互いに譲り合ひましょう」との意味合いですが、『公益および公の秩序』では「時の権力者が決めたことに反しないように」という意味合いになります。

☆自民党改憲草案に見られる特徴 その2

『緊急事態』条項の新設

東日本大震災のような大規模災害や、外部からの武力攻撃等に備え、総理大臣が国会の事前または事後の承認で緊急事態を宣言して法律を執行でき、国民の基本的人権は『公益および公の秩序』によって制限されます。そして、いつまでも緊急事態が解除されないまま、衆議院も解散されず任期延長もあり得ます。

☆日本国憲法12条「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。」

⇒今こそ、我々が憲法をきちんと知って、人権を守るための不断の努力が求められているのではないでしょうか。立憲主義を知ることで憲法は私たち国民の権利を守っているものと再確認しました。